別紙１

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施について

高 校 教 育 課

１　臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施に係る基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については持続的な対策が必要とされることから、生徒の学習保障及び心身の健康の保持の観点から、臨時休業期間において、ＩＣＴなどを活用した家庭学習支援、分散登校日の設定などにより継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備える。

２　休業期間中の登校日の設定

(1)　臨時休業期間に各校の実情に応じ登校日を設定するとともに、登校日においては、次により感染リスクを低減すること。

ア　基本的な感染症対策の徹底

・家庭と連携した検温及び風邪の症状の確認の徹底（同居の家族も）
・校内でのこまめな手洗いの徹底
・多くの生徒の触れる場所等の消毒、使用前後の手洗いの徹底
・生徒と教職員のマスクの着用

イ　３つの密の回避

・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば２方向の窓を同時に開けて行う。
・当分の間、必要に応じて、学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を確保するなどして、生徒同士の間に可能な限り身体的距離（おおむね１～２メートル）を確保した上で教育活動を行うことが望ましい。

ウ　分散登校の工夫

生徒数の多い学校や学級にあっては、イに示す身体的距離の確保のため、地域や学校の実情に応じ、感染リスクを可能な限り低減するため必要と認められる場合には、分散登校（生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた期日、時において登校する方法）を行う日を設けること。

エ　分散登校の具体的方法

・時間帯又は日によって登校する学年又は学級を順次変える方法

（例）　木曜日　午前：１年　午後：２年　　　金曜日　３年
→　学級を２つに分けて、空き教室で同時に学習
→　教員１人がかけもちする場合と、複数教員が担当する場合がある。

・学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法

（例）　月曜日　全学年学級Ａグループ　　　火曜日　全学年学級Ｂグループ

(2) 出欠の取扱い等については次の通り。

- 全学年を休業とする場合は指導要録上の授業日数には含まないが、学年の一部を休業とする場合は授業日数に含まれ、授業のある生徒については出欠を記録するとともに、授業のない生徒については出席停止として記録する。
- 登校日において学習活動を実施することを可能とし、学習評価に反映することができる。
- 登校しなかった生徒には個別に学習課題や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われないよう配慮すること。
- 登校日における学習活動について、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないことができる。

　なお、一部の生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講ずること。

(参考)

5/1 の学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言において、「このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされており、これを踏まえ、令和２年５月１日付け２文科初第２２２号文部科学省初等中等教育局長通知においては「学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ＩＣＴを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（中略）を行う日を設けることにより、段階的に教育活動を再開し、すべての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。」としている。

（事務担当　高校教育課　箱崎　電話　０２４－５２１－７７６９）